



World Customs Organization  
WCO  
について



世界税関機構 (WCO) って何だ？

様々な国際機関の中でも、世界税関機構 (WCO) をご存じの方はいるでしょうか。国際貿易の増大に伴い、税関手続の分野における国際的な調和・統一及び税関行政の国際協力の推進はますます重要となっています。例えば、貿易の際の輸出国での手続、輸入国での手続がバラバラでは、貿易に手間とコストがかかります。また、不正薬物や知的財産侵害物品等、日本の安全、経済に多大な影響を及ぼす問題への対応には、国際的な協力が不可欠です。このような問題に早くから取り組んでいる税関に関

する唯一の国際機関として、WCO があります。

WCO は、各国の税関制度の調和・統一及び国際協力の推進により、国際貿易の発展に貢献することを目的とする国際機関として、昭和 27 (1952) 年に設立されました (本部：ブリュッセル・ベルギー)。

令和 4 (2022) 年 12 月現在、184 개국・地域がメンバーとなっています。

WCO の主な活動

WCO の主な活動としては以下が挙げられます。

- 1) 円滑な国際貿易に資するよう、HS 条約 (商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約) に基づき、あらゆる商品を組織的・体系的に分類するための品目表の改定・策定などを行うこと。
- 2) 税関手続の標準化・調和化を図るための改正京都規約、平成 13 (2001) 年の米国同時多発テロを受けて策定された WCO SAFE 「基準の枠組み」を始めとして、国際貿易の安全確保及び円滑化のための各種条約及び国際標準の策定・更新をすること。
- 3) 世界貿易機関 (WTO) が主管する関税評価 (関税が課される際に課税標準となる価格を決定すること) 及び原産地規則 (関税の適用等のために輸入貨物の原産国を決定するためのルール) に係る協定の統一的解釈及び適用のための技術的検討を行うこと。
- 4) 不正薬物、知的財産侵害物品、テロ関連物資などに対する施策の共有などを通じ、各国税関当局の取組の強化を推進すること。
- 5) 知的財産侵害物品取締り、貿易円滑化等に係る途上国税関のキャパシティ・ビルディングを推進すること。

WCO と日本の関係

日本は昭和 39 (1964) 年に加盟し、平成 21 (2009) 年 1 月より、日本人の御厨邦雄氏が、アジア諸国から初めて、WCO 事務局のトップである事務総局長を務めています。

日本は WCO の主要政策課題を検討する政策委員会、及び財政事項を検討する財政委員会におけるメンバーであり、WCO における重要な議論に積極的に関与しています。また、WCO 事務局本部や地域キャパシティ・ビルディング事務所などに職員を派遣することで人的な貢献を行うとともに、任意拠出金による WCO の活動への資金的貢献を行っています。

世界貿易の安全確保、円滑化のニーズが更に高まっている中、WCO の役割はますます重要になっており、日本も引き続き積極的に貢献していきます。

関税技術協力  
について

関税技術協力の歴史とこれから

財務省・税関では、開発途上国税関当局からのニーズを踏まえて税関行政に関する専門知識・技術を伝授して各国の税関近代化への努力に貢献するとともに、これら税関との関係強化を図っています。

この関税技術協力の歴史は、遡ること昭和 45 (1970) 年、海外技術協力事業団 (現在の国際協力機構 (JICA)) によるアジア 7 개국を受け入れる研修プログラムに税関が協力し、幕を開けました。平成 2 (1990) 年からは、途上国に赴任して技術支援を行う長期専門家の派遣を開始し、平成 16 (2004) 年に WCO 初の関税技術協力を担当するアジア大洋州地域の事務所 (ROCB : Regional Office for Capacity Building) の開設に日本人が携わって以降、日本人が所長を歴任するなど、各国・地域に根差した支援を積極的に行ってきました。

近年では、これまで続けてきた日本人の税関職員による直接的な技術支援に加え、アフリカ地域などにおける教官養成プロジェクトや、日本の大学院への留学生の招聘など、人づくりにも力を入れています。

国内で流通する不正薬物を始めとする社会悪物品の多くは外国からの密輸入により国内に持ち込まれます。日本税関の使命の一つである安全・安心な社会の実現は、水際における密輸取締りにより達成されますが、年々、巧妙かつ複雑化する密輸手口に対しては、自国の取組だけではなく外国税関との連携が必要不可欠です。特に、不正薬物等の仕出国となりやすい途上国の税関は、取締能力及び情報分析能力を強化することが必要であり、日本税関は関税技術協力によりこれらのニーズに応えるとともに、外国税関とのより効果的な連携を図るよう努めています。

また、昨今の国際貿易の増大、特に E コマースの拡大に伴い、世界中で貿易円滑化が強く望まれ、その取組が進む一方で、経済連携協定などの締結によって求められる税関手続の高度化やサプライチェーンの安全管理、法令順守への要請も高まっています。貿易円滑化を実現するには、日本の税関手続の簡素化・迅速化のみならず、貿易相手国による取組も必要不可欠です。特に WTO 加盟国となっている途上国では、貿易円滑化協定の一部実施が猶予されており、同協定の円滑な履行が喫緊の課題とされています。

このように、途上国においては、適正な取締能力、迅速な通関手続、国際約束の適切な履行のために支援を必要とする国が多く存在します。財務省・税関は、関税技術協力を通じて税関当局間の確かな協力関係・信頼関係を構築しつつ、途上国税関の能力向上を図り、国際貿易の健全な発展、日本の安全・安心な社会の実現を目指していきます。



関税技術協力の歴史

- 昭和 45 (1970) 年 受入プログラムの開始 (7 개국 12 名を受け入れ)
- 平成元 (1989) 年 WCO への拠出を通じた支援開始
- 平成 8 (1996) 年 財務省・税関の独自予算による支援開始
- 平成 9 (1997) 年 税関研修所に「税関国際交流センター室」新設 (平成 18 (2006) 年に「国際研修課」へ機構改正)
- 平成 16 (2004) 年 税関研修所が「WCO 地域研修センター」として認定
- 平成 26 (2014) 年 関税中央分析所が「WCO 地域税関分析所」として認定  
全世界の分析に関する技術協力活動に寄与

令和元 (2019) 年までに 7,201 名の研修員の受入れ、2,595 名の専門家を派遣  
コロナ禍においても、オンラインにて技術協力を継続